

ID: 122

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	計画道路がある場合の斜線制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法施行令 第131条の2第2項		
法令番号	昭和25年政令第338号		
【根拠条文】 (前面道路とみなす道路等) 第131条の2 2 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(法第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)若しくは法第68条の7第1項の規定により指定された予定道路(以下この項において「予定道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日